

# 自転車運転者講習制度が始まります。 ～平成27年6月1日から～

## 自転車運転者講習制度のながれ

自転車運転者（14歳以上）が、  
下記の危険行為をくり返す  
（3年以内に2回以上）  
※危険行為による自転車事故  
も含む

交通の危険を防止するため、  
公安委員会が自転車運転者に  
講習を受けるように命令  
（受講命令）

受講命令に従わない場合

受講命令違反

○5万円以下の罰金

講習の受講

○講習時間：3時間

○講習手数料：5,700円



### 危険行為（14類型）

- ① 信号無視（道路交通法第7条）
- ② 通行禁止違反（〃第8条第1項）
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（〃第9条）
- ④ 通行区分違反（〃第17条第1項、第4項又は第6項）
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害（〃第17条の2第2項）
- ⑥ 遮断踏切立入り（〃第33条第2項）
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等（〃第36条）
- ⑧ 交差点優先車妨害等（〃第37条）
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等（〃第37条の2）
- ⑩ 指定場所一時不停止等（〃第43条）
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反（〃第63条の4第2項）
- ⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転（〃第63条の9第1項）
- ⑬ 酒酔い運転（〃第65条第1項）
- ⑭ 安全運転義務違反（〃第70条）



### 自転車安全利用五則を守りましょう！

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外  
※ 例外：13歳未満、70歳以上の方等は走行可能
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者を優先し、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る  
飲酒運転の禁止、二人乗り、並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点  
■での一時停止・安全確認、片手運転の禁止
- ⑤ 子供はヘルメットを着用

